

横断歩行者保護意識浸透活動の推進

横断歩行者が犠牲となる
事故をなくすために…

～誰でもできる実践要領～

山形県警察本部交通企画課

現在、山形県では「交通安全『よく見て 確認 ゆとり行動』県民運動」を展開し、歩行者保護活動を進めていますが、7月末現在、全事故件数は8件と全体の約4割を占めるなど、未だ県民に歩行者保護意識が浸透していない状況にあります。

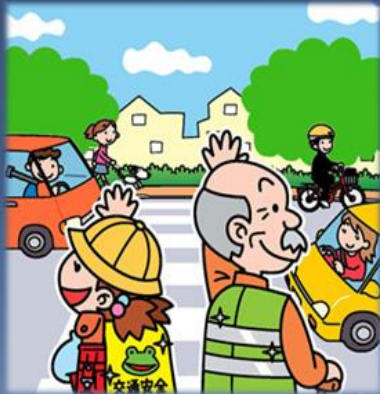
そこで県警では、横断歩行者には自分の身を守るための意識を、ドライバーの皆さんには歩行者保護についての意識を向上してもらい、実戦する活動を展開しています。

誰でもできることですので、ぜひ皆さんから実戦し広めていただきたいと思います。

歩行者の実践要領

まずは、歩行者が自分の身を守るための実践要領です。

道路を渡る時は、車が来る方を見て、手を挙げて運転手に意思表示



道路を渡る時は、車が来る方を見て、手を挙げてドライバーに意思表示をして下さい。
手を挙げている方が目立ちますし、タクシーを止める時のように「止まって下さい」という意思表示になります。
手を挙げて自分の車を見ている歩行者がいるとわかれば、ドライバーも止まりやすいはずですよ。

車が停止したことを確認して手を下ろし、横断開始時と横断中は車が来る方を見る

**横断中も
車が来る方を見て横断！**



手を挙げて意思表示をして車がきちんと止まってくれたら、今度は手を下ろし、きちんと左右の安全確認をして下さい。

中には、止まった車を追いこしてくる車があったり、車の陰をバイクが走ってきたりすることがあります。止まってくれた車だけでなく、横断中も車が来る方を見て横断して下さい。

また、止まる車がない時は、遠くでも車が走ってくる方を見ながら横断して下さい。

特に高齢者の方は、左か来た車にはねられる事故が多くなっています。

遠くにいると思って油断せず、横断中も安全確認しながら横断しましょう。

運転手の実践要領

続いて、運転手が歩行者を守るための実践要領です。

道路を横断しようとする歩行者がいる時は、一時停止して、手で合図して横断を促す

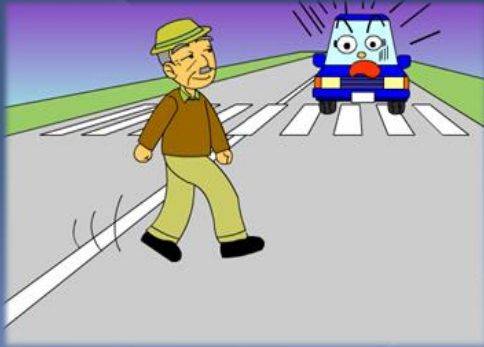


道路を横断しようとしている歩行者を見つけたら、横断歩道の手前で必ず止まって、運転手さんの手で歩行者の方へ横断を促して下さい。

「アイコンタクト」や「うなずき」では、勘違いしてしまう場合があります。

手を使って、『どうぞ』という気持ちで合図をしましょう。

道路を横断中の歩行者がいる時は、
一時停止するなどして、その通行
を妨げない



横断歩道ではない場所でも道路を横断中の歩行者
がいたら、その横断を妨げないよう、手前で一旦停
止して下さい。



ドライバーと歩行者、お互いの思いやり
が、悲惨な事故をなくします。

横断歩道は歩行者が絶対優先です。
運転手は、しっかり止まって手で合図することで歩
行者を守る意識を、歩行者は、手を挙げて横断す
る意思表示をすることで自分の身を守る意識を高
め、悲惨な事故をなくしましょう。